

広情審第18号
平成14年5月31日

広島市長 秋葉忠利様

広島市情報公開審査会
会長 畑博行

公文書開示決定等に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年3月6日付け広人第33号で諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

答 申 書

平成14年3月6日付け広人人第33号で諮問のあった事案について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成13年8月30日付け異議申立書及び同年10月23日付け補正書の趣旨は、同年6月20日付けの「平成11年10月26日に小田助役が約束された市職員の処分について検討中であることが判かる書類。20か月以上経過している。」の開示請求に対し、実施機関が、同年7月4日付け広人人第153号で公文書部分開示決定処分を行ったことの取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、20年前には、「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と考えられる」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明していないのかも分からないことを言っている。「考えられる」として、説明したことをぼかしている。

清算金の問題は、市役所がやった、新しいタイプの詐欺事件である。

職員の処分については、助役が調査すると回答して2年半になるが、何もなされていない。

(2) 請求に係る公文書について

ア 開示請求は、小田助役が回答した市職員の処分について検討中である事が分かる書類である。ところが、部分開示決定された公文書は、しかるべき時期はいつか等についての平成12年9月10日付け回答書であり、請求した内容とは全然意味が異なっている。

イ 部分開示決定された公文書には、換地計画案となっているが、土地区画整理法の中に換地計画案は存在しない。

換地計画は少なくとも平成10年10月には決定され、関係者に縦覧されていて、もはや、十分に市職員の責任の問題を明確にできる状況にある。

また、土地区画整理審議会は、諮問機関であり、決定機関ではない。50万円/坪を100万円/坪に上げて差額の50万円/坪をだまし取ろうとしているのは、審議会ではなく、市職員である。土地区画整理審議会に諮問中であることに関係なく、市職員を至急処分していただきたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、実施機関が開示した公文書は異議申立人が請求した内容とは意味の違う内容であると主張しているが、開示した公文書には「小宅地対策の清算金に関する事実確認の調査等をしています。」と記載されており、これは、職員の責任の問題を検討するに当たって事実確認の調査等を行っている状況にあることを明らかにしていることから、開示した公文書は、異議申立人が開示請求をした「市職員の処分について検討中であることが判かる書類」に該当するものである。
- (2) 異議申立人は、開示された公文書に誤った記述があると主張しているが、そもそも開示請求に対して行われるのは、公文書の開示そのものであることから、開示した公文書内の記述内容の正誤に関しては、行政不服審査法に基づく異議申立ての対象となるものではない。
- (3) その他本件処分には、違法又は不当な点は認められない。

5 審査会の判断

異議申立人は、本件部分開示決定において公文書の一部を不開示にしたことについては何の主張もなく、部分開示した公文書に異議申立人の求める内容がないこと及び区画整理に関する誤った記述があることを主張しているため、これについて、以下のとおり判断する。

- (1) 当審査会は、平成11年10月26日に行われた市と住民との協議の記録を確認したが、これには、「職員の処分はどのようにするのか、はっきりすべきだ。」という住民の問いに対し、当時の助役が、「処分については、事実関係を調査して検討する。時期、内容は今の段階では言えない。」と応答していることが記されている。また、本件部分開示決定された公文書には、市長名で、「職員の責任の問題を明確にできる状況にない」と回答している。さらに、本件異議申立てにおける実施機関の説明にお

いても、「現時点で処分をするかどうかも含めた調査等を行っている。」としている。これらの主張は、一貫していることが認められるため、部分開示決定された公文書は、本件請求の「市職員の処分について検討中であることが判かる書類」に対応する公文書として適切であり、その内容についても、偽ることのない市の状況を示しているものであるということが出来る。

なお、異議申立人は、平成11年10月26日の住民との協議から何も進展していないことに抗議しているものであるが、それは情報公開の問題ではなく、当審査会の判断すべき問題ではない。

(2) 別の異議申立てに関して実施機関から提出された資料によると、土地区画整理法第88条第2項に基づく換地計画の縦覧は、平成10年10月28日から同年11月10日の間において行われ、これに基づいて小宅地所有者等の利害関係人から提出された256件の意見書の採択・不採択について、現在、土地区画整理審議会の意見を求めているところである。

したがって、部分開示決定された公文書中の「換地計画案」との記述は誤りであるということが出来るが、これは、存在する公文書があるがままに開示したものであり、実施機関が広島市情報公開条例第11条第1項に基づき部分開示決定したことについて、違法又は不当な点はないと考える。

また、異議申立人と実施機関との間では、職員の責任の問題を明確にできる状況にあるか、どうかについて争いがあるが、これも情報公開の問題ではなく、当審査会の判断すべき問題ではない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約53万円/坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約100万円/坪と定めたとしているものである。

別の異議申立てに関して実施機関から提出された資料からは、昭和56年4月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約53万円/坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、公文書の部分開示決定について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満

に完了することを望むものである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 3月 6日	実施機関から、諮問第21号を受理
平成14年 3月 8日 (第1回審査会)	審議
平成14年 3月22日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成14年 3月29日	異議申立人から、意見書を受理
平成14年 4月 8日	実施機関から、「段原再開発住民運動組織との協議録(要旨)」、「実施機関の考え方について」を受理
平成14年 4月 8日 (第2回審査会)	審議(実施機関の説明、異議申立人の口頭意見陳述)
平成14年 5月 7日 (第3回審査会)	審議